

議案第 1 3 号

旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年旭市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「100分の2」を「100分の4」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。